

平成30年度第3回

逗子市個人情報保護運営審議会

平成31年3月25日（月）

逗子市総務部情報政策課

平成30年度第3回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 平成31年3月25日（月）

午後 2時00分～

場 所 市役所5階 第2会議室

議 題

1. 諮問第9号 捜査関係事項照会書（刑事訴訟法第197条第2項）に係る個人情報_の目的外提供及び本人通知_の省略について【国保健康課】
2. 諮問第6号 介護保険法に基づく審査請求に係る弁明書の提出に付随する資料に係る個人情報_の目的外提供及び本人通知_の省略について【高齢介護課】
3. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	望 月 由 佳 子
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員（0名）

説明のため_に出席した職員

国保健康課長	廣 末 治
国保健康課副主幹	塚 本 智

高齢介護課長 須 田 正 二

高齢介護課副主幹 堀 田 昌 希

事務局等出席者

情報政策課長 矢 島 小 百 合

情報政策課係長 内 田 典 久

情報政策課非常勤事務員 判 治 恵 子

会議の公開・非公開の別

公開

ただし議題（１）（２）については非公開
（逗子市情報公開条例第20条第1項第2号に該当）

傍聴者

なし

配付資料

- ・ 第3回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 平成30年度第2回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料1】 諮問第9号 捜査関係事項照会書（刑事訴訟法第197条第2項）に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【国保健康課】
- ・ 【資料2】 諮問第6号 介護保険法に基づく審査請求に係る弁明書の提出に付随する資料に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【高齢介護課】
- ・ 【資料3】 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律と個人情報の保護に関する条例との関係について

午後 2 時 0 0 分開会

○安達会長 ただいまから平成30年度第 3 回個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第 3 条第 2 項の規定に基づいて、半数以上の委員の出席がありますので、本審議会は成立します。

特にきょうは傍聴はいらっしゃらないということです。

それでは、本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 皆様のお手元、配付資料は大丈夫でしょうか。

それでは、議題の 1、諮問第 9 号 捜査関係事項照会書（刑事訴訟法第197条第 2 項）に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略についてをまず行います。

本件の審議につきましては、捜査上の秘密として、公共安全に支障をもたらす可能性があります。原則として会議は公開ですが、非公開情報に該当する事項を審議する場合は、会議を非公開とできる例外規定が本市の情報公開条例第 20 条第 1 項及び逗子市個人情報保護運営審議会の公開等に関する要領に規定されておりますので、本案件審議が終了するまで非公開という扱いにさせていただきますかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、この議題については非公開といたします。

(非公開)

○安達会長 では、議題の 2 番、諮問第 6 号 介護保険法に基づく審査請求に係る弁明書の提出に付随する資料に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略についてを議題とします。

本件の審議につきましては、介護保険に関する業務ということで、原則、会議は公開ですが、公開した場合には、市の運営事業の公正かつ円滑な執行に支障を来す恐れがあるというような性質のものかと思っておりますので、これについても例外的に非公開という扱いにさせていただきますかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では、この審議事項については非公開といたします。

(非公開)

○安達会長 議題2はこれで終了しました。

次に、議題の3、その他ですが、これは事務局のほうからお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 議題3、その他としまして、報告事項が2点と、あと、来年度の日程調整ということになります。

1点目は、本日配付させていただきました第2回の審議会議事録と個人情報事務登録簿につきましては、審議会の開催までしばらく間があいてしまいましたので、2月中に郵送させていただき、ご承認いただきました。ありがとうございました。

議事録につきましては、きょう配付させていただきましたが、2月15日付で事務処理をし、登録簿につきましても、同日付で更新させていただきましたので、改めてご報告させていただきます。ありがとうございました。

それから、2点目は、資料3としまして、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律と個人情報の保護に関する条例との関係についての周知通知を配付させていただきました。こちらにつきましては、県を通じ、送付されたものですが、2枚目の1、個人情報の保護に関する条例における法令に基づく場合についての(1)の参考資料としまして、次のページになりますけれども、そこに、逗子市の個人情報保護条例について触れているところがありますので、事前に県のほうからはご連絡をいただいて、送付された経緯がございます。

現在のところ、福祉部、教育部のほうには、こちらの通知文を参考に転送しましたところ、何か具体的な情報はこちらのほうには届いてきておりません。今後、該当事案がありましたらお伝えさせていただきたいと思っております。

資料3については以上なんですけれども、参考資料のほうに宇賀先生の個人情報保護法の逐条解説が、引用というか、抜粋されておまして、そちらに逗子市の個人情報保護条例ではというような形で先ほどの例外規定のところ、そこが載っておりますので、個人情報保護担当のほうには、この通知のみで具体的に何か説明会があるとか、そういうことではない状況です。

ちょっと私が考える範囲では、市が独自に持っている健診データ等が該当してくるのではないかと考えておりますが、今のところ、担当部署からは具体的な話は聞いてない状況にあります。

○安達会長 具体的に今の段階ではどうしろ、こうしろということはないんですね。

○矢島情報政策課担当課長 そうなんですね。ただ、ちょっと気になるのが、逗子市で収集している、今現在持っている情報というのは、ご本人にその目的をお伝えして収集していますけれども、この法律に基づいて、収集の段階では提供されることを通知していないので、そこら辺をどう対応するのかなというのが、今後、動き出したときに課題になる。

○森田副会長 だから、それはまさにここに解説されている個人情報保護条例10条1項1号の解釈をどうするかということで、今までのように、提供を義務づけている場合に限定するというのか、個人情報保護法のように義務づけではないけれども、提供する根拠があればいいというふうに解釈するのか、あるいは条例自体を変えるのかどうかですかね、そこは今後、いろいろ国やら県から言われる可能性はあるかというふうには思います。

最近、県の個人情報保護の審議会がありまして、そこでも県の場合でいうとオンライン結合の規制ですね、あれが原則禁止ということになっていて、逗子も当然そういう規定を置いていますけれども、国のほうはオンライン結合の制限規定はもうやめるべきだということを言っています、それを大分、神奈川県に対してもどうこう言っているようで、一応、県のほうとして見直しをするかどうかというような議論は始めているわけで、この外部提供の規定についても、一般的な解釈よりも厳しい規定なり解釈をやっているところについては、今後いろいろ言われる可能性はあるので、遅かれ早かれ、その辺に対する態度は決めていかないといけないという感じはしています。

特に医療情報の活用は、ビッグデータ活用の中の一つの大きなテーマですので、これをなるべく全国規模で同じ基準でやりたいという要請が出てきているようなので、今後、その辺はここでも議論しないといけない部分になるのかなと思います。

○安達会長 一旦それを取り上げた場合には、ほかのケースについても広く当たりますので、慎重に考える必要はありますけれども。

○森田副会長 先ほど議論した刑事訴訟法の照会についても、多くの自治体では例外規定で個別諮問しないで対処している流れもふえてきていますので、そ

の辺も含めて、答申の姿勢をどうするかということはちょっと考えていかな
いといけないかなというふうに思いますけれども。

○海原委員 今、オンライン結合とかたくさんやっていますけれども、ゲノム事
情とか医療の倫理に触れるところまで踏み込んで、世界に先駆けて経済発展
させていこうと言っているんですけれども、やっぱりオンライン結合とかゲ
ノム編集というのは個人情報とか、非常に慎重に扱わなきゃいけないので、
市としてはあんまり、国から言われたからそのとおりやるとか、そういうス
タンスは取らないでいて、もっと慎重に検討していただきたいという願い
です。

○森田副会長 そこは私もそう思うんですけどね、ただ、現在のような制度を維
持する上ではそれなりに腹をくくらないといけないという状況にはなってい
るようには思います。

○安達会長 認定匿名加工情報の作成事業というのは、どのくらい進んでいるん
でしょうか。

○森田副会長 どうなんですかね。

○安達会長 あんまり進んでないので、国としては少し進めたいという。

○森田副会長 匿名加工情報、これは医療情報の話ですが、もっと一般的な匿名
加工情報、非識別加工情報については、国レベルでは何百件かそういった事
業があるということになっていて、ただ、自治体での導入は相変わらずそれ
ほど進んでいないので、いろいろ審議会を何度もつくって、自治体について
は、各自治体に任せているとちっとも進まないの、別にそういう加工する
機関をつくって、そこで集約的にやらせると。安全管理とかもそこで統一に
きちんとやるんだといった、そういった方向性を打ち出してきてはいるん
ですけれども、まだすぐに具体的な新しい制度まではいってないと思うん
ですけどね。

あとは、その辺の流れをやって、トップをやっていたのが宇賀先生で、宇賀
先生が最高裁の判事になってしまったので、その辺はどうなっていくのかな
という感じもするんですけれども。

○矢島情報政策課担当課長 なかなか情報も入ってこないところもありますので、
また何かいただけると助かります。

○安達会長 他の自治体の動きなんかも少し調査しながらやっていけばいいかと思えます。

○内田情報政策課係長 そちらを見てみますと、逗子市というのは例外的な運用をしている代表格のような感じで記載されているんですけども、最初、これ、神奈川県から通知いただくときに、事前に逗子にだけ、先にご連絡いただいて、逗子と載っているのので、これが全国にいくと問い合わせが来るじゃないかということで。同じ文面が全国に行っていますから、先にいただいたんですが、特に何もありませんでした。

○安達会長 逗子だけということはないと思えますけれども、逗子は全国的にも厳格に運用しているほうですね。余り拙速で取り組むような話ではないので、状況を見ながら、また改めて検討する機会があればと思えますので、よろしくをお願いします。

よろしいですか、この件に関して。

それでは、資料を用意していただいたものは以上でしょうか。

○矢島情報政策課担当課長 あとは次年度の日程調整をお願いできればと思えます。

○安達会長 次年度の審議会の開催日程の件。

○内田情報政策課係長 来年度も一応、年6回を予定させていただいて、今年度は珍しく少ない回数だったんですが、通年ですと年間6回、2カ月に1回ぐらいの頻度で行わせていただいております。毎回、年度末の最終回の会議で大体の日程を決めさせていただいてはいたんですが、いかがでしょうか。

(日程調整)

○安達会長 では、次回はしばらくあきますが、6月7日金曜日の午前10時ということになります。よろしくをお願いします。

その他、何かご発言ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の会議は閉会とさせていただきます。

お疲れさまでした。

午後3時30分閉会